

生乳暑熱対応推進緊急対策説明会・暑熱対策セミナー

議事次第

日時：令和8年2月18日（水）13時30分～15時30分

場所：WEB開催（Teams）

- 開 会

- 第1部 生乳暑熱対応推進緊急対策説明会

- （1）本事業の概要
- （2）暑熱対策資材・機器の導入
- （3）夏季受精卵移植への奨励金の交付
- （4）今後のスケジュール
- （5）質疑応答

（農林水産省、農畜産業振興機構、中央酪農会議より説明）

- 第2部 酪農における暑熱対策セミナー

（北里大学獣医学部動物資源科学科 鍋西久准教授より御講演）

- 閉 会

（配布資料）

資料1 議事次第

資料2 出席者名簿

資料3 「生乳暑熱対応推進緊急対策」説明資料

参考資料1 生乳暑熱対応推進緊急対策のチラシ

参考資料2 生乳暑熱対応推進緊急対策実施要綱

令和 7 年度補正「生乳暑熱対応推進緊急対策」説明会・
暑熱対策セミナー 出席者名簿

令和 8 年 2 月 18 日（水） 13:30～15:30

農林水産省

畜産局牛乳乳製品課 課長補佐 平田 裕祐

独立行政法人 農畜産業振興機構

酪農乳業部酪農振興課 課長 石原 美智子

一般社団法人 中央酪農会議

専務理事 菊池 淳志

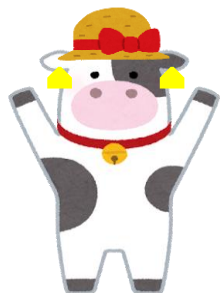
生産振興部長 齋藤 淳

北里大学 獣医学部 動物資源科学科

准教授 鍋西 久 氏

「生乳暑熱対応推進緊急対策」

説明会

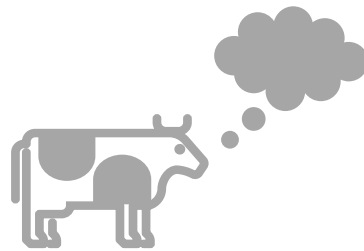


令和8年2月
農林水産省
畜産局

～ 目 次 ～

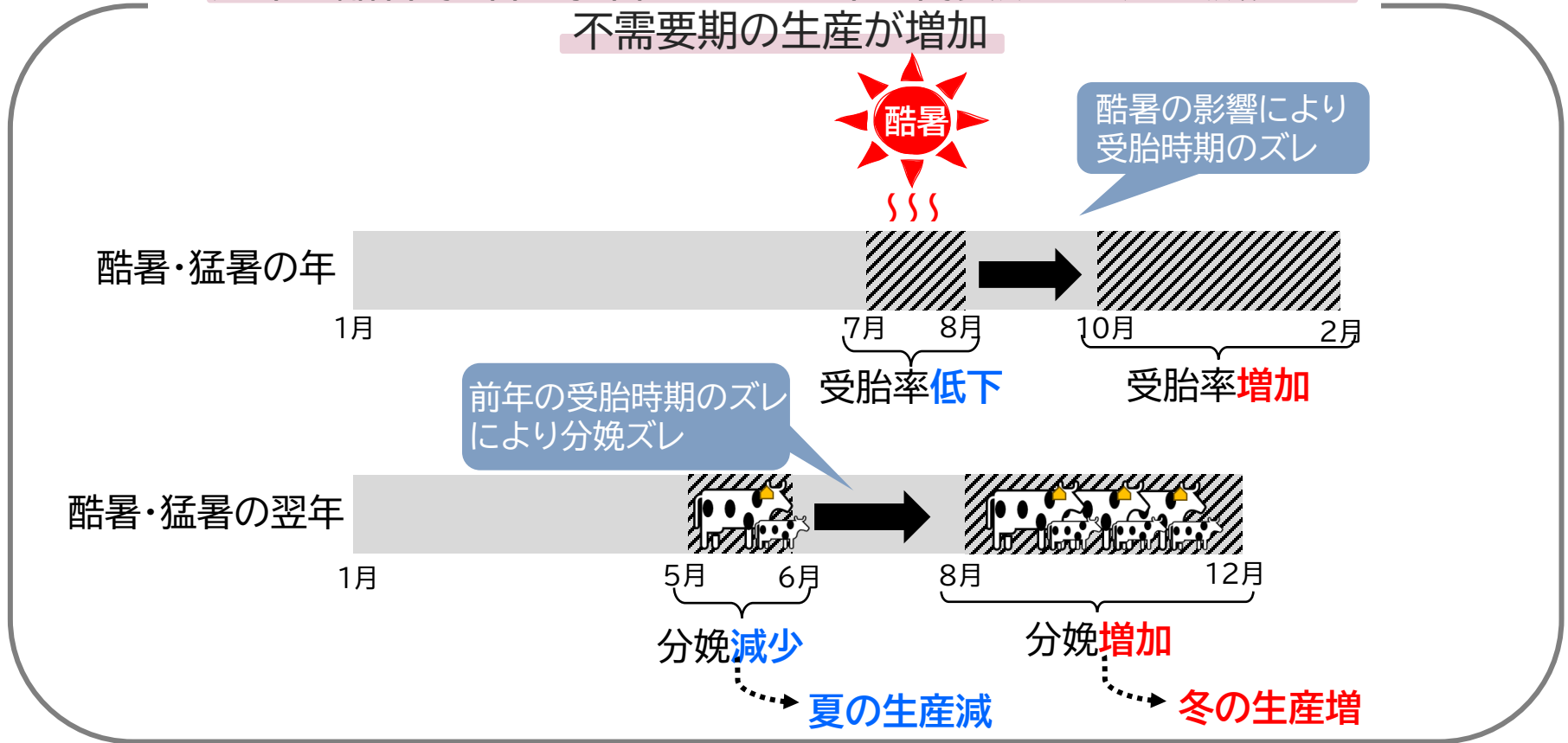
I	本事業の概要	・・・	2
II	暑熱対策資材・機器の導入	・・・	6
III	夏季受精卵移植への奨励金の交付	・・・	15
IV	今後のスケジュール	・・・	30

I 本事業の概要



暑熱による生乳生産量への影響

近年の酷暑・猛暑の影響により、翌年の需要期の生産が減少し、
不需要期の生産が増加

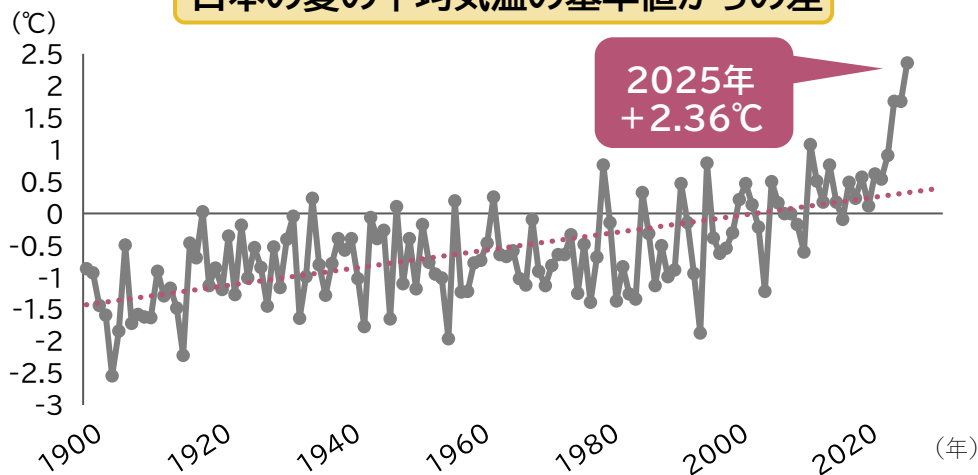


- 酷暑・猛暑によって不需要期の生産が増加し、加工仕向け処理の増加、処理不可能乳の発生リスクが増加し、酪農家の所得に影響を及ぼす可能性
- 需要期の生産が減少することで、牛乳・家庭用バターの欠品リスクが高まり、消費者にも影響

暑熱による生乳生産量への影響

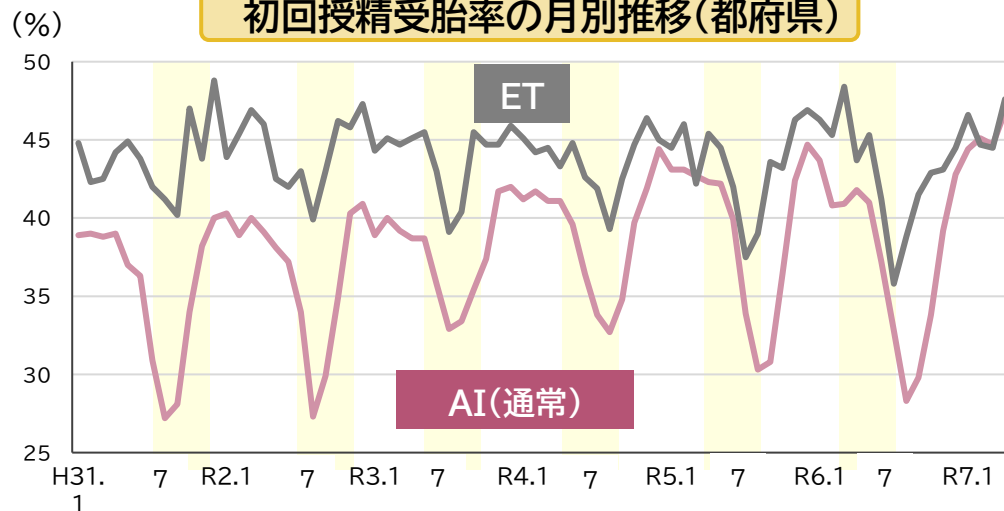
近年の温暖化の影響により、熱射病等による死廃事故が増加傾向にあるとともに、暑熱ストレスによる乳量の低下や繁殖性の悪化など生産性にも影響を与えている。

日本の夏の平均気温の基準値からの差



資料: 気象庁「日本の夏(6～8月)平均気温偏差の経年変化(1898～2025年)」より作成
 注1: 平均気温基準値は1991～2020年の30年平均値
 注2: 点線は長期変化傾向。1.38℃/100年の割合で上昇。

初回授精受胎率の月別推移(都府県)



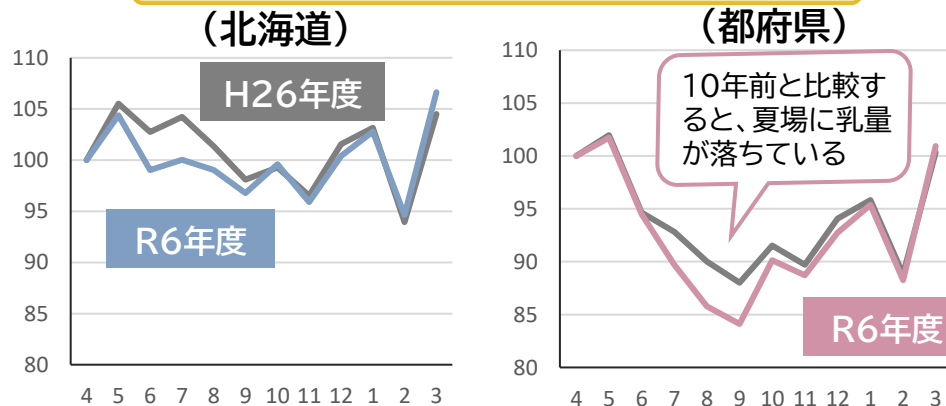
資料: (一社)家畜改良事業団調べ

猛暑日観測日数と熱射病等による死亡・廃用事故頭数

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
猛暑日観測地点数・(日数)	3,188 (42)	4,747 (52)	2,481 (49)	3,141 (61)	7,070 (75)	10,233 (82)
死亡・廃用事故頭数/頭	779	978	500	730	1,157	1,072

資料: 気象庁HP、家畜共済データ(畜産局企画課・経営局保険監理官調べ)
 注1: 日中の最高気温35℃以上を観測した気象観測所の延べ数。
 注2: 日中の最高気温35℃以上を観測した気象観測所が1以上となった日数。
 注3: 家畜共済において、熱射病又は日射病を原因として死亡又は廃用事故となった頭数(R5及びR6は暫定値)。

4月を100としたときの生乳生産量の推移



資料: 農林水産省「牛乳乳製品統計」

国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業のうち 生乳暑熱対応推進緊急対策

令和7年度補正予算額（所要額） 13,300百万円の内数

<対策のポイント>

乳用牛は暑熱の影響を受けやすいことを踏まえ、**生乳需給及び酪農経営の安定を図るため**、暑熱対策として、飼養環境改善のための資機材の導入や、人工授精から比較的高い受胎率が期待できる受精卵移植に転換する取組等を支援します。

<事業目標>

○ 生乳生産量：732万t→732万t [令和5年度→令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 暑熱対策推進事業

暑熱対策技術・知識の普及、暑熱対策の実施効果の分析・検証、事業推進等を支援します。

2. 暑熱対策資材・機器導入事業

暑熱の影響による個体乳量や受胎率の低下を防止するため、乳用牛の飼養環境の改善に必要な暑熱対策用資材・機材の導入を支援します。

3. 夏季受精卵活用奨励事業

暑熱により受胎率が低下しやすい人工授精から比較的高い受胎率が確保できる受精卵移植に転換する取組を支援します。

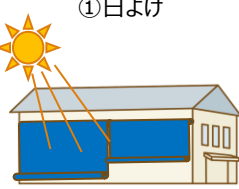
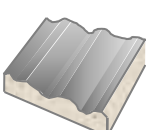
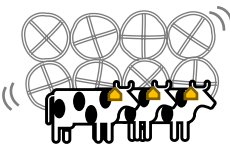

<事業イメージ>

1. の事業

- ①技術・知識の普及  セミナーの開催
- ②実施効果の分析・調査  事例集の作成

 夏季の乳量 ↑
夏季の受胎率 ↑

2. の事業 【導入資材・機器の例】

- ①日よけ 
- ②屋根の断熱材 
- ③壁型換気扇 
- ④散水装置 

3. の事業

[当年] 受精卵移植により暑熱期の受胎率を向上

[翌年] 出産 → 需要期の生乳生産増

奨励金単価：1万円/回（1頭当たり2回まで）
対象受精卵：ホルスタイン又は交雑種（和牛は除く）
実施期間：6月から9月まで

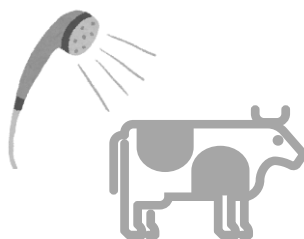
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 畜産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

Ⅱ 暑熱対策資材・機器の導入



事業のポイント

暑熱による個体乳量の低下や家畜の事故等を防止し、需要期の生乳生産への影響を低減するため、取組主体を通じた酪農経営体又は乳用牛育成経営体に対する、

(1) 暑熱資機材の共同購入又はリース会社からの借受け

(2) 暑熱資機材の導入に必要な畜舎の増設及び改修
を支援します。

補助対象資機材	<ul style="list-style-type: none">・<u>畜舎の温度上昇を抑制するもの</u> (例:屋根遮熱塗料、断熱屋根材、日よけ、換気扇、細霧装置等)・<u>牛体を直接冷やすもの</u> (例:ソーカーシステム、送風機、スポットエアコン等) <p style="text-align: right;">➡ 8ページへ</p>
補助対象経費	<p><u>①資機材費、②資機材購入時の配送費、③資機材の設置工事費、④資機材の導入に必要な畜舎の増設・改修</u></p> <p style="text-align: right;">➡ 9ページへ</p>
補助率	<p><u>1/2以内</u></p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・<u>補助対象経費(①～③)の合計が50万円(税抜き価格。以下同じ)以上となる場合又は畜舎の増設・改修を伴う場合(④)は生産者との貸付契約が必要</u>・<u>畜舎の増設・改修費(資機材の導入費用は含まない)はコスト分析の対象</u> ➡ 10ページへ・牛舎環境及び機器等の能力を踏まえた<u>適正な規模での導入</u>に留意ください。

補助対象資機材の具体例

補助対象となるもの

①畜舎の温度上昇を防ぐもの

- ・屋根遮熱塗料・断熱屋根材
- ・日よけ(寒冷紗、巻き上げカーテン等)
- ・換気扇(インバーター制御を含む)
- ・細霧装置 など

②牛体を直接冷やすもの

- ・ソーカーシステム
- ・散水装置
- ・送風機
- ・スポットエアコン など

これら以外の暑熱資機材について、
補助対象となるか判断しかねる場合は、
予め事業実施主体にお問合せください！

補助対象とならないもの

①汎用性や可搬性が高いもの

- ・太陽光パネル
- ・家庭用規模の扇風機
- ・排水設備
- ・給水設備
- ・電源・配電盤
- ・ドローン など

②効果が見込まれないもの

- ・壁の断熱化
- ・効果が不明瞭な屋根遮熱塗料 など

③目的外使用のもの

- ・事務室で使用する扇風機やクーラー
- ・従業員のための暑熱対策資材
- ・バルククーラーの日よけ など

補助対象経費

①資機材費

暑熱資機材そのものの購入又は借受けに係る費用
(補助対象資機材の単価が50万円以上のものは生産者との貸付契約が必要)

②資機材導入時の配送費

資機材を導入元から設置場所まで運ぶ配送費
(取組主体自らが運ぶ場合は対象外)

③資機材の設置工事費

資機材の設置に必要な工事費用

〔補助対象経費(①~③)の合計が50万円以上の資機材を導入する場合は
生産者との貸付契約が必要〕

※**屋根への石灰や遮熱塗料の塗布工賃は補助対象外**(生産者の所有物である畜舎の屋根の塗装部分のみについて取組主体の所有物として貸付契約を締結すること等は実質不可能なため)

④資機材の導入に必要な畜舎の増設・改修費

資機材の導入に必要な最小範囲の畜舎の増設・改修の費用
〔生産者との貸付契約が必要。また、コスト分析(11ページ参照)の対象。〕

例

- ・ソーカーシステム設置のために必要な畜舎の増設や改修
- ・壁型換気扇設置のための壁の撤去等

(参考)中小酪農等対策事業との違い

★ 補助の対象となる暑熱資機材は基本的に同じです

★ 本事業では、対象を拡大して、

③資機材の設置工事費

④資機材の導入に必要な畜舎の増設・改修費

も補助対象となります

★今年の暑熱対策に関しては、従来の中小酪農等対策事業ではなく、すべて本事業での要望調査とします。

コスト分析について

- ◆ ④資機材の導入に必要な飼養管理施設等の増設・改修を伴う場合は、面積単価が基準額を上回る場合、補助対象外となります(基準額を上回った分だけではなく、増設・改修に要した全ての費用が補助対象外)。
- ◆ 増設の場合は増設部分のみの畜舎の床面積、改修の場合は改修した畜舎全体の床面積で、事業費を除いた額を面積単価とします。

事業費(税抜)

$$\text{面積単価} = \frac{\text{事業費(税抜)}}{\text{増設部分のみの畜舎の床面積 又は 改修した畜舎全体の床面積}}$$

(円/m²)

コスト分析基準額

- ・設置工事費を補助対象とする場合 … **2.9万円/m²以内**
- ・資材の支給のみの場合 … **1.0万円/m²以内**

次ページ以降で、具体例とともに補助対象経費、コスト分析の要否について説明します。

補助の対象となるものの例

本事業の補助対象経費となる①資機材費、②資機材導入時の配送費、③設置工事費、④資機材の導入に必要な飼養管理施設等の増設・改修費を具体例で説明します。

例1 断熱屋根材をカバー工法で施工する場合

- ・断熱屋根材の共同購入又はリース会社からの借受け …①②
- ・断熱屋根材の設置工事費(補強を伴わない接続部材を含む) …③
- ・断熱屋根材をつけるための既存の屋根の補強工事費 …④

- ✓ 飼養管理施設等の改修を伴うので、取組主体と酪農経営体等との間で貸付契約が必要
- ✓ 既存屋根の躯体に手を加える必要がある場合には、コスト分析の対象となり、改修する建築面積当たりの工事費を基準額以内にする必要

例2 シャワー室を増設する場合

- ・ソーカーシステム(シャワー)の共同購入又はリース会社からの借受け …①②
- ・ソーカーシステムの設置工事費 …③
- ・シャワー室増設 …④

- ✓ 飼養管理施設等の増設を伴うので、取組主体と酪農経営体等との間で貸付契約が必要
- ✓ ④についてはコスト分析の対象となり、増加する畜舎の床面積当たりの工事費を基準額以内にする必要

補助の対象となるものの例

本事業の補助対象経費となる①資機材費、②資機材導入時の配送費、③設置工事費、④資機材の導入に必要な飼養管理施設等の増設・改修費を具体例で説明します。

例3 トンネル換気を行うための壁型換気扇等を導入する場合

- ・換気扇の共同購入又はリース会社からの借受け …①②
- ・換気扇の設置工事費 …③
- ・換気扇設置場所の壁の撤去工事費 …④
- ・壁や窓の整備工事費 …④

- ✓ 飼養管理施設等の改修を伴うので、取組主体と酪農経営体等との間で貸付契約が必要
- ✓ ④のうち壁の撤去工事については、撤去した壁の廃棄費用は補助対象外
- ✓ ④についてはコスト分析の対象となり、改修した畜舎全体の床面積当たりの工事費を基準額以内にする必要

例4 複数台の換気扇の導入

- ・換気扇の共同購入又はリース会社からの借受け …①②
- ・インバーターの共同購入又はリース会社からの借受け …①②
- ・換気扇・インバーターの設置工事費 …③

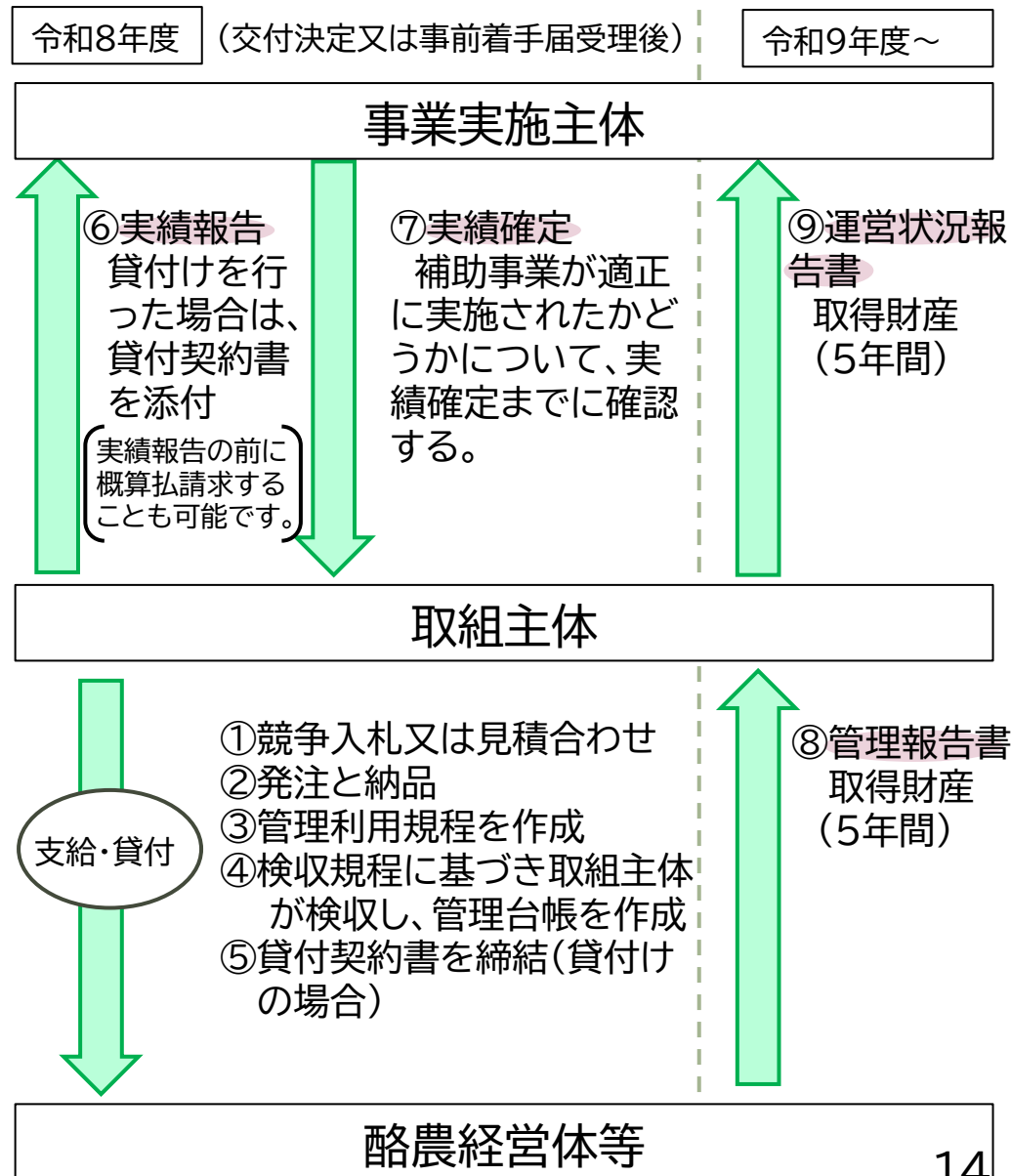
- ✓ 複数台の換気扇をインバーターと連結した状態で初めてその機能を発揮するので、①～③まで一式の価格で50万円以上となる場合は、取組主体と酪農経営体等との間で貸付契約が必要

共通

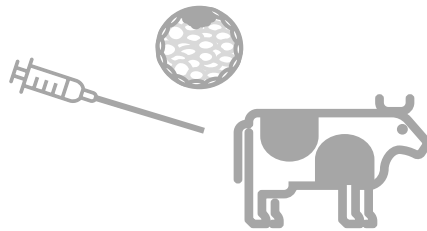
- 取組主体宛ての見積書、納品書、領収書
(入札を実施した場合は関係書類一式)
- 検収規程、検収調書 (設置前後の写真)
- 管理利用規程、管理台帳

増設牛舎等・50万円以上の取得財産は、
以下の書類も整備

- 図面、取組の規模が分かる配置図
- 貸付契約書 (貸付けの場合)、
リース契約書 (リースの場合)
- 運営状況報告書 (翌年度から5年間)



Ⅲ 夏季受精卵移植への奨励金の交付



事業のポイント


人工授精から夏季でも比較的高い受胎率が期待できる受精卵移植への転換を支援(奨励金交付)

対象者	・夏季受精卵移植計画を策定した酪農家・乳用牛育成農家
移植対象牛	・ <u>自ら所有している乳用牛</u> (預託牛、未経産牛も含む)
対象期間	・ <u>令和8年6月1日から9月30日まで</u> に行われた受精卵移植が支援の対象 ※ 対象期間外(例えば3月)に入手した受精卵を対象期間内に移植した場合も支援の対象となります。
奨励金単価	受精卵移植1回当たり 1万円 以内
対象受精卵	① <u>ホルスタイン種</u> 、② <u>ホルスタイン種と和牛の交雑種</u> の受精卵 ※ 和牛の受精卵は既に広く普及していること等を考慮し、補助対象としていません。 ※ NTP上位牛のうち改良ニーズに合った国産精液を使って生産することを推奨します。その際は暑熱耐性の評価値がプラスになっている国産精液の活用を検討をお願いします。

和牛受精卵は対象外

事業のポイント

移植回数の上限	・対象期間中、 <u>移植対象牛1頭当たり2回まで</u>
留意事項	<p>【ホルスタイン・交雑種受精卵の流通状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・ホルスタイン・交雑種受精卵の流通量は、<u>精液の流通量の数%程度と推計</u>・このため、<u>「受精卵は必要な時に購入できる」との期待は禁物</u> <p>【特にホルスタイン種受精卵の状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・需要期に向けて春生み初妊牛を確保していく必要がある・一方で、交雑種受精卵の方が入手しやすく、本事業が春生み初妊牛供給を減らしてしまうおそれがあるため、将来の春生み初妊牛を確保する観点から、<u>ブロック毎の係数を超過した交雑種受精卵移植は奨励金交付対象外</u> <p style="text-align: right;">➡18ページへ</p>

 地域の獣医師や家畜人工授精所と連携して、各地域でホルスタイン種受精卵の確保に向けた準備をお願いします。

交雑種受精卵移植回数の上限

- ◆来年度以降の需要期に向けて春生み初妊牛を確保していく必要がありますが、ホルスタイン種受精卵よりも交雑種受精卵の方が入手しやすいため、そればかりとなってしまうと、結果として将来の春生み初妊牛供給を減らし、将来の需要期生産を減らしてしまうおそれがあります。
- ◆こうしたことを考慮し、本年の奨励金の交付対象となる**交雑種受精卵の移植回数は**、品種による現状の種付け比率を大きく変えずに一定の春生み初妊牛が確保されるよう、**ブロックごとの係数を基に下の数式により求められる回数を上限**とします。

交雑種受精卵移植回数の上限(取組主体単位) =
生産者集団等のホルスタイン種の受精卵移植回数×ブロックごとの係数

ブロック	係数※
北海道	1
東北 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	2
関東 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	4
北陸 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	5

ブロック	係数※
東海 (岐阜県、愛知県、三重県)	10
近畿 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	10
中四国 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	10
九州・沖縄 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	10

※係数設定の考え方については、次ページで説明します



ブロックごとの係数設定の考え方

ホルスタイン種受精卵があまり多く生産されていないことなどを考慮し、ブロックごとの係数は、現状の乳用牛への黒毛和種交配比率に20ポイントを上乗せした値を基に設定します。

(具体的な計算式)

$$\text{ブロックごとの係数} = (\text{ブロックごとの乳用牛への黒毛和種交配比率}(\%) + 20(\%)) \div (100 - (\text{ブロックごとの乳用牛への黒毛和種交配比率}(\%) + 20(\%)))$$

※乳用牛への黒毛和種交配比率は、(一社)日本家畜人工授精師協会が公表している「乳用牛への黒毛和種精液の交配状況」(令和7年12月18日付け公表)の令和7年7月から9月のブロックごとの黒毛和種交配比率を指す

※小数点以下第1位は四捨五入 ※ブロックごとの係数は10を上限とする

ブロック	黒毛人工授精 ①	交雑種(黒毛人工授精+20%) ②=①+20	ホルスタイン種 ③=100-②	係数(上限を10とする) ④=②/③
北海道	35.6	55.6	44.4	1
東北	47.9	67.9	32.1	2
関東	60.5	80.5	19.5	4
東海	70.9	90.9	9.1	10
北陸	64.2	84.2	15.8	5
近畿	72.5	92.5	7.5	10
中四国	78.3	98.3	1.7	10
九州	73.4	93.4	6.6	10

交付申請時提出書類(生産者→取組主体) ～夏季受精卵移植計画の提出～

様式(実施要領案別添様式)国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(生乳暑熱対応推進緊急対策)における夏季受精卵移植計画

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(生乳暑熱対応推進緊急対策)における夏季受精卵移植計画

✓ 本事業に参加する生産者は、左記様式を記入して「夏季受精卵移植計画」を作成し、農協等の取組主体に提出する必要があります。

✓ 取組主体は、②の値が①×ブロック係数以下となっていない場合には、計画通り交付されない可能性を生産者に説明してください。(地域で①×ブロック係数が上限となります。)

✓ 実績によっては、奨励金が申請どおりに交付されない可能性があることを、計画提出時に生産者によく説明してください。

第1 酪農経営体等の概要

酪農経営体等名(法人の場合は法人名を記載)	
代表者の役職・氏名(上記と同様の場合は省略)	
酪農経営体等が所在する住所	〒

第2 この事業の対象となる受精卵移植の回数及び奨励金額

令和8年 1月1日 時点の経 産牛頭数 (頭)	受精卵移植 予定の乳用 牛頭数 (頭)	受精卵移植回数 (回)			奨励金 単価 ④	奨励金 額 (円) (③× ④) ⑤
		ホルスタ イン種 ①	交雑 種 ②	合計 (①+②) ③		

(注1) 牛の品種による種付け比率を大きく変化させないように留意して計画すること。

(注2) 乳用牛育成経営体の場合は、経産牛頭数に育成である旨を付記すること。

交付申請時提出書類(取組主体→事業実施主体) ～ 事業実施計画 ～

様式(実施要領案別紙様式第1号の別紙国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業(生乳暑熱対応推進緊急対策)実施計画 抜粋)

2 夏季受精卵移植への奨励金の交付

取組主体名	酪農経営体戸数	経産牛頭数(頭)	受精卵移植頭数(頭)	受精卵移植内容				奨励金単価④	交付金額(③×④)⑤	負担区分	
				移植受精卵数(回)						補助金(円)	その他(円)
				ホルスタイン種①	交雑種②	②の上限(①×係数②')	合計(①+②又は①+②'のいずれか低い回数)③				

(注1) 酪農経営体等が作成した夏季受精卵移植計画を取りまとめて作成すること。

(注2) 経産牛頭数には、この事業に参画する構成員の令和8年1月1日時点の経産牛頭数の合計を記載すること。

(注3) 係数は、別表2のブロックごとの係数を使用すること。

生産者から提出された「夏季受精卵移植計画」の数字を足し合わせた値

①に取組主体が所属するブロックの係数を乗じた値

- ✓ 取組主体は、生産者から提出された「夏季受精卵移植計画」を上記様式に取りまとめてください。
- ✓ ②が②'を上回る場合は、上回った分は奨励金交付対象外となるので、生産者から提出された「夏季受精卵移植計画」を確認の上、交雑種受精卵移植回数がブロック係数を超えている生産者に対して、予め奨励金交付対象とならない可能性があることを説明するなど、後にトラブルとならないよう、ご留意ください。

実績報告時提出書類(取組主体→事業実施主体)

様式(実施要領案別紙様式第5号の別紙2の別紙夏季受精卵移植実施牛リスト)

夏季受精卵移植実施牛リスト

取組主体名	
-------	--

番号	酪農経営体等名	事業対象乳用牛 個体識別番号	受精卵移植の 実施回数	受精卵移植内容			奨励金額 (円)	
				移植日	受精卵情報			
					受精卵証明書 番号	品種(個)		
				ホル スタ イン 種		交 雑 種		
			1回目	R7.〇.〇		—	1	
			2回目	R7.〇.〇		1	—	
						計	計	計

(注1) 品種の「ホルスタイン種」、「交雑種」の欄には、該当する品種の欄に「1」を、該当しない品種の欄には「—」を記入する。

(注2) 受精卵移植証明書及び受精卵証明書の写しを整備すること。

取組主体は、構成員から提出された受精卵移植証明書及び受精卵証明書の写し(又はそれに準ずる証拠書類)を基に、「夏季受精卵移植実施牛リスト」を作成してください。

奨励金の交付に必要な証拠書類

奨励金の交付を受けるためには、以下の①～③のいずれかの証拠書類を整備し、取組主体で保管いただく必要があります。

基本！

- ① 受精卵移植証明書(受精卵証明書が添付されているものに限る)
➡ 24ページ
 - ② 第3者が発行する以下のA～Fの情報を全て含む書類
(NOSAI等が管理している台帳や家畜人工授精師が整備している家畜人工授精簿等の写し)
➡ 25～28ページ
 - ③ 受精卵証明書の写し 及び
繁殖記録台帳(以下のA～Fの情報を全て含むもの) ➡ 29ページ
- A 受精卵移植をした乳用牛の個体識別番号
 - B 受精卵移植の実施日
 - C 交配した種畜の品種
 - D 体内受精卵を採取した雌畜又は卵巣を採取した雌畜の品種
 - E 受精卵証明書番号、受精卵証明書発行者氏名
 - F 移植者氏名

奨励金の交付に必要な証拠書類①

奨励金の交付を受けるためには原則として、獣医師又は家畜人工授精師が発行する

① 受精卵移植証明書 (受精卵証明書が添付されているものに限る)

の写しの保存が必要です。

様式 (体内受精卵移植証明書)

第 号

体内受精卵移植証明書

体内受精卵を採取した雌畜	家畜体内受精卵証明書番号又は体内受精卵採取に関する証明書番号	名前
体内受精卵を移植した雌畜	名前	
	家畜登録機関名及び登録番号	
	品 種	
	毛色及び特徴	
	生 年 月 日	
	飼養者の氏名又は名称及び住所	
体内受精卵移植年月日		

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第14条及び第15条に基づき、家畜受精卵移植については、

- 受精卵証明書を添付した上で流通するとともに、
- 受精卵移植を受けた雌の家畜の飼養者から要求されたときは、受精卵移植証明書を交付しなければならない。
- 獣医師又は家畜人工授精師は、受精卵移植を行ったときは、受精卵移植等に関する事項を家畜人工授精簿に記載しなければならない。

上記のとおり家畜体内受精卵を雌畜に移植したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）（県）第 号

住 所

氏 名

(家畜体内受精卵証明書又は体内受精卵採取に関する証明書をここにはり付けること。)

備考

- 1 体内受精卵移植証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

ここに受精卵証明書を添付

奨励金の交付に必要な証拠書類②

- ② 第3者が発行する以下のA～Fの情報を全て含む書類
(NOSAI等が管理している台帳や家畜人工授精師が整備している家畜人工授精簿等の写し)

により、①の受精卵移植証明書に代えることが可能です。

- A 受精卵移植をした乳用牛の個体識別番号
- B 受精卵移植の実施日
- C 交配した種畜の品種
- D 体内受精卵を採取した雌畜又は卵巣を採取した雌畜の品種
- E 受精卵証明書番号、受精卵証明書発行者氏名
- F 移植者氏名

※ただし、事業実施主体から取組の事実確認を求められた場合には、家畜人工授精簿等の記載事項により、真正性の確認を受けてください。

奨励金の交付に必要な証拠書類②の例

②の証拠書類の具体例(その1)

農場レシート

処理日:2026/6/1
授精師コード:XXX
移植者: ○○ ○○
農場コード:XXXXXXXXXX

牛コード:XXXXXXXXXX
生年月日:2023/1/1
ドナー父牛:ホルスタイン
ドナー母牛:ホルスタイン
受精卵証明書番号:XXXXXX
受精卵証明書発行者:△△ △△
移植日:2026/6/1
単価 :○○円
消費税:○○円

・
・
・

・NOSAIや家畜人工授精師等、第三者が整備している書類
・レシートや帳簿でもOK

F 移植者氏名

A 受精卵移植をした乳用牛の個体識別番号

C 交配した種畜の品種

D 体内受精卵を採取した雌畜又は卵巣を採取した雌畜の品種

E 受精卵証明書番号、受精卵証明書発行者氏名

B 受精卵移植の実施日

・受精卵や技術料の金額についての情報は不要

奨励金の交付に必要な証拠書類②の例(つづき)

②の証拠書類の具体例(その2)

繁殖台帳((有)△△農場)

品種	ホルスタイン	名号	▲▲▲
生年月日	2022/02/18	個体識別番号	0001234567
妊娠鑑定日		分娩日	

F 移植者氏名

○○農協

授精師 ○○○ ○○

A 受精卵移植をした乳用牛の個体識別番号

	発情日	移植年月日	AI/ET の別	ドナー父	ドナー母	受精卵証明 書番号	受精卵証明 書発行者
1回目	2026/05/28	2026/06/05	ET	ホルスタイン	ホルスタイン	XXXXX	△△ △△
2回目	2026/06/12	2026/06/20	ET	ホルスタイン	ホルスタイン	XXXXX	△△ △△

B 受精卵移植の実施日

C 交配した種畜の品種

D 体内受精卵を採取した雌畜又は卵巣を採取した雌畜の品種

E 受精卵証明書番号、受精卵証明書発行者氏名

奨励金の交付に必要な証拠書類②の例(つづき)

②の証拠書類の具体例(その3)

家畜人工授精簿 プルーフリスト

令和8年9月作成

▲▲▲NOSAI

伝票番号	技術者	個体識別番号	酪農経営体氏名
家畜区分	生年月日	移植年月日	精液/受精卵の別
ドナー父牛	ドナー母牛	受精卵証明書番号	受精卵証明書発行者
回数			

F 移植者氏名

B 受精卵移植の実施日

A 受精卵移植をした乳用牛の個体識別番号

0000	〇〇 〇〇	0001234567	〇〇 〇〇
ホルスタイン	2022/2/18	2026/06/05	受精卵
ホルスタイン	ホルスタイン	XXXXXX	△△ △△
2			

C 交配した種畜の品種

D 体内受精卵を採取した雌畜又は卵巣を採取した雌畜の品種

E 受精卵証明書番号、受精卵証明書発行者氏名

奨励金の交付に必要な証拠書類③

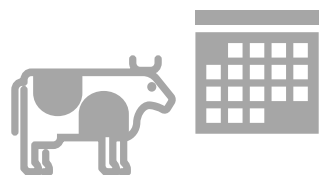
生産者自らが受精卵を移植する場合等、受精卵移植証明書の交付ができない場合は

③-1 受精卵証明書の写し 及び ③-2 繁殖記録台帳の写し(必須項目は、以下A～F)

の両方を保存してください。

- A 受精卵移植をした乳用牛の個体識別番号
- B 受精卵移植の実施日
- C 交配した種畜の品種
- D 体内受精卵を採取した雌畜又は卵巣を採取した雌畜の品種
- E 受精卵証明書番号、受精卵証明書発行者氏名
- F 移植者氏名

IV 今後のスケジュール



交付決定までのスケジュール(予定)

中酪

	日程	主要な作業	作業対象者
実施要領	2月下旬以降	要領制定の通知案内	中酪→取組主体
参加登録 事前着手 要望調査	2/24(火)	「事業参加登録兼事前着手届」・「要望調査」の案内	中酪→取組主体
	4/10(金)	<p>「事業参加登録兼事前着手届」・「要望調査」の報告期限</p> <p>注1)4/10までに事前着手届のあった取組主体は、4/1からの取組が補助対象。(発注は4月以降)</p> <p>注2)(暑熱対策を行う場合の資材又は機器の導入に必要な飼養管理施設等の増設及び改修について、事前着手する場合は、その見積書及び計画の内容(飼養管理施設等の増設及び改修の内容が分かる図面を含む)を提出し中酪の確認終了後に着手可能</p> <p>注3)事前着手届をしても必ずしも補助対象になるとは限りません。</p>	取組主体→中酪(→機構)
補助金交付 申請	~4月末	割当内示の通知及び交付申請書の提出依頼	(機構→)中酪→取組主体
	~5月末	交付申請書の提出	取組主体→中酪(→機構)
	6月~	(交付申請書審査後)交付決定通知の発出	(機構→)中酪→取組主体

※本スケジュール(予定)については、諸般の事情によりこのとおりに進まない場合があることを御了承下さい。

令和8年度生乳暑熱対応推進緊急対策に係る参加登録

※回答期限は、**令和8年3月19日(木)**です。
 ※回答送信後、入力いただいたメールアドレスに回答のコピーが返信されます。返信が無い場合は入力したメールアドレスが間違っているため、再度入力をお願いいたします。
 ※送信ボタンを押すと、画像及び質問が表示されますので質問に応じて画像タイルをチェックしてください。

[Google にログイン](#)すると作業内容を保存できます。[詳細](#)

* 必須の質問です

メールアドレス *

メールアドレス

1 取組主体が位置する都道府県 *

選択 ▼

2 取組主体名 (団体名) ※正式名称 *

回答を入力

3 所属部署名 ※正式名称 *

回答を入力

4 担当者の役職名

回答を入力

5 担当者名 *

回答を入力

6 取組部署の電話番号 *

※ハイフンあり (例: 000-000-0000)

回答を入力

7 補助金受取口座情報 *

(1) 金融機関名

回答を入力

(2) 支店名 *

回答を入力

(3) 口座種別 *

- 普通預金
- 当座預金
- その他: _____

(4) 口座番号 (7桁) *

回答を入力

(5) 口座名義 (カナ) *

回答を入力

(6) 口座名義 *

回答を入力

要望調査票-EXCEL-(仮)

令和 年 月 日

令和8年度生乳暑熱対応推進緊急対策 要望調査表

1 取組主体の概要

取組主体名 ※正式名称	
住所	
代表者氏名	
事業参加者数	

2 暑熱対策資材・機器の導入

(1) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の共同購入又はリース会社からの借受け
(単位：円)

事業費 (税込)	補助金	その他
	0	0

(2) (暑熱対策を行う場合の資材又は機器の導入に必要な) 飼養管理施設等の増設及び改修
(単位：円)

事業費 (税込)	補助金	その他
	0	0

(1)の導入に伴い、施設等の増築や改修が必要な場合に限ります。
⇒(2)単独では参加できません。

3 夏季受精卵移植への奨励金の交付

(係数の確認)

都道府県名	係数	奨励金単価
		10,000

本事業に参加する構成員の住所(都道府県名)を選択してください。
なお、構成員の住所がブロックを跨ぐ場合は、「広域」を選択してください。

受精卵移植回数 (回)				奨励金額 (円)
ホルスタイン種	交雑種	②の上限 (①×係数)	合計 (①+②又は①+②'のいずれか低い回数)	
①	②	②'	③	
			0	0

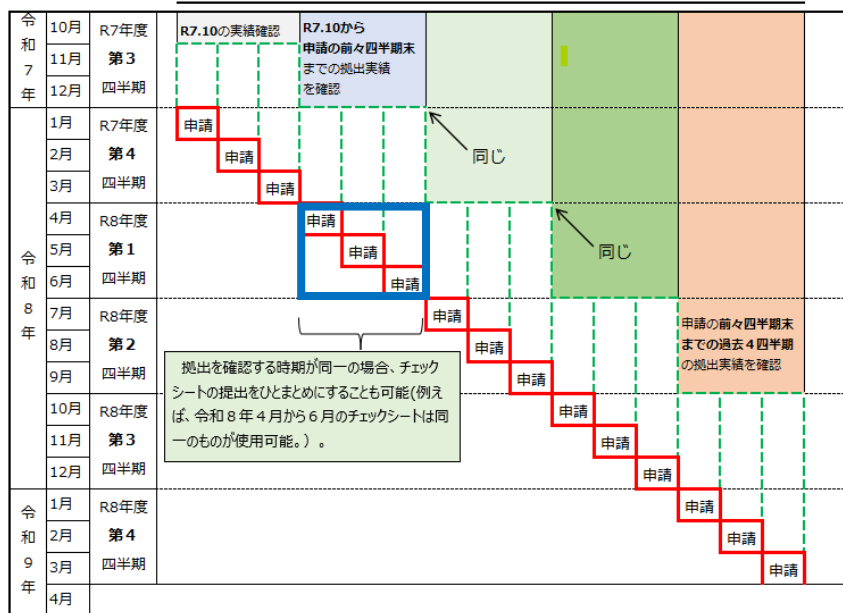
4 要望額の合計

(単位：円)

事業費	補助金	その他
0	0	0

- ◆ 本事業は生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象事業です。
- ◆ 本事業に参加する酪農家からのチェックシートの提出が必要となります。取組主体においては、申請者リストへ取りまとめの上、中央酪農会議へ提出してください。なお、本チェックシート・申請者リストは要望調査時ではなく、交付申請時に提出ください。
- ◆ 交付申請は4月上旬から5月末までを想定していますが、その場合、令和7年10月から12月までの期間の全ての取引乳量に基づき継続して拠出金を拠出していることが要件となります。

見直し後（四半期単位での申請・確認）



生乳需給安定クロスコンプライアンスについて、詳しくは農林水産省のHPをご覧ください！

URL:
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyu_nyu/lin/kurokon.html



◆「環境負荷軽減」「配合飼料価格安定制度」のクロスコンプライアンスも適用されます。

事業に関してご不明な点は、以下の「問い合わせフォーム」からご連絡願います。

一般社団法人 中央酪農会議
生乳暑熱対応推進緊急対策《専用》お問い合わせフォーム

URL:https://docs.google.com/forms/d/1J3H-KkZlGLQuoCRp2gOMV0JoDWHGkowZN1GaQ_9rVv4/edit



【参考】農林水産省畜産局牛乳乳製品課の特設ページ

URL:<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/syonetsu.html>

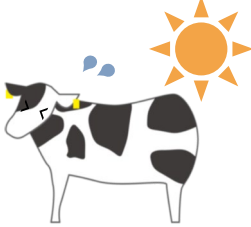


生乳暑熱対応推進緊急対策の **ポイント**

本事業の趣旨：生産者所得の向上のためには、需要期生産が必要です

暑熱対策に必要な資機材の導入を支援します！

- 暑熱対策に必要な資機材の導入（農協等からの貸付又は支給）を支援します。
（補助率：1 / 2 以内）
- 受精卵移植による受胎率改善の効果を発揮するためには、同時に暑熱対策を充実し、**畜舎環境を改善することが重要**です。

<p>補助対象資機材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎の温度上昇を抑制するもの （例：屋根遮熱塗料、断熱屋根材、日よけ、換気扇、細霧装置等） ・ 牛体を直接冷やすもの （例：ソーカーシステム、送風機、スポットエアコン等） <p>※導入を検討されている資機材が補助対象となるか不明な場合は、事業実施主体にお問い合わせください。</p> 
<p>補助対象経費</p>	<p>①資機材費、②資機材導入時の配送費、③資機材の設置工事費※1、 ④資機材の導入に必要な畜舎の増設・改修費※2</p> <p>※1 屋根への石灰や遮熱塗料の塗布工賃は補助対象となりません。 ※2 ソーカーシステム設置のために必要な畜舎の増設や改修、壁型換気扇設置のための壁の撤去等</p>
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費（①～③）の合計が50万円（税抜）以上の資機材を導入する場合又は資機材の導入設置に必要な畜舎の増設・改修（④）は酪農経営体等との貸付契約が必要です。 ・ 畜舎の増設・改修費（資機材の導入及び設置工事費は含まない）はコスト分析の対象となり、面積当たりの上限単価※1,2以内での取組が必要です。 ※1 施工業者利用の場合は2.9万円/m²、自力施工の場合は1.0万円/m² ※2 増設の場合は増設部分のみの畜舎の床面積、改修の場合は改修した畜舎全体の床面積でコスト分析を行う ・ 暑熱対策に関しては、従来の中小酪農等対策事業ではなく、すべて本事業で要望を上げてください。

人工授精から夏季でも比較的高い受胎率が期待できる受精卵移植への転換を支援します！

○ 夏季の受精卵移植に奨励金を交付します（奨励金単価 1万円／回以内）

移植対象牛	・ <u>自ら所有している乳用牛</u> （預託牛も含む）																				
対象期間	・ <u>令和8年6月1日から9月30日まで</u> に行われた受精卵移植が支援の対象 ※対象期間外（例えば3月）に入手した受精卵を対象期間内に移植した場合も支援の対象となります																				
移植回数の上限	・ 対象期間中、 <u>移植対象牛1頭当たり2回まで</u>																				
対象受精卵	① <u>ホルスタイン種</u> 、② <u>ホルスタイン種と和牛の交雑種の受精卵</u> ※ 和牛の受精卵は既に広く普及していること等を考慮し、補助対象としていません。 ※ NTP上位牛のうち改良ニーズに合った国産精液を使って生産することを推奨します。その際は暑熱耐性の評価値がプラスになっている国産精液の活用をお願いします。																				
留意事項	・ 需要期に向けて <u>春生み初妊牛を確保</u> していく必要がありますが、交雑種受精卵の方が入手しやすいため、 <u>本事業が春生み初妊牛供給を減らしてしまうおそれ</u> があります。 ・ このため、奨励金の交付対象となる <u>交雑種受精卵の移植回数</u> は、品種による種付け比率が大きく変わらないよう、本年は <u>ブロック毎の係数を基に下の数式により求められる回数を上限</u> とします。 交雑種受精卵移植回数 = 生産者集団等のホルスタイン種の受精卵移植回数 × ブロックごとの係数 <table border="1" data-bbox="430 971 1170 1192"><thead><tr><th>ブロック</th><th>係数※</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道</td><td>1</td></tr><tr><td>東北</td><td>2</td></tr><tr><td>関東</td><td>4</td></tr><tr><td>北陸</td><td>5</td></tr></tbody></table> <table border="1" data-bbox="1218 971 1958 1192"><thead><tr><th>ブロック</th><th>係数※</th></tr></thead><tbody><tr><td>東海</td><td>10</td></tr><tr><td>近畿</td><td>10</td></tr><tr><td>中四国</td><td>10</td></tr><tr><td>九州・沖縄</td><td>10</td></tr></tbody></table> <p>※係数は、(一社)日本家畜人工授精師協会が公表する「乳用牛への黒毛和種の交配状況について」の令和7年7～9月期の黒毛和種の割合(速報値)を基に算出したもの。</p> ・ 現在、 <u>ホルスタイン種受精卵はあまり多く生産されていない</u> ため、地域の獣医師や家畜人工授精所等と連携して、 <u>各地域でホルスタイン種受精卵の確保に向けて準備をお願いいたします</u> 。 ・ <u>乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業において、6/1から9/30の受精卵移植は補助の対象外</u> です。2	ブロック	係数※	北海道	1	東北	2	関東	4	北陸	5	ブロック	係数※	東海	10	近畿	10	中四国	10	九州・沖縄	10
ブロック	係数※																				
北海道	1																				
東北	2																				
関東	4																				
北陸	5																				
ブロック	係数※																				
東海	10																				
近畿	10																				
中四国	10																				
九州・沖縄	10																				

別添 7 生乳暑熱対応推進緊急対策

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和 7 年度酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農等対策事業の公募団体とする。

第 2 事業の内容

事業実施主体は、第 3 の 3 の (1) に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号) に基づく事業協同組合 (以下「取組主体」という。) が、暑熱対策による生乳の需要期生産を図るために 1 及び 2 の取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、3 の取組を実施するものとする。

1 暑熱対策資材・機器の導入

暑熱による生乳生産への影響の低減を図るため、次の取組を実施し、酪農経営体又は乳用牛育成経営体 (乳用雌子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。) (以下「酪農経営体等」という。) に対する支給又は貸付け

- (1) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の共同購入又はリース会社からの借受け
- (2) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の導入に必要な飼養管理施設等の増設及び改修

2 夏季受精卵移植への奨励金の交付

牛乳乳製品の安定供給に資する酪農経営体等の夏季の受精卵移植を普及するため、第 3 の 3 の (4) の交付対象受精卵の移植を実施した酪農経営体等に対する奨励金の交付

3 生乳暑熱対応推進緊急対策の推進

- (1) 暑熱対策の技術的知見を集約し、啓発するための取組
 - ア 会議及びセミナーの開催
 - イ 普及・啓発資料の作成等
- (2) 1 及び 2 の事業を円滑に推進するための取組
 - ア 取組主体が 1 及び 2 の取組を実施する場合の技術的支援
 - イ 現地調査、調査分析、事業の円滑な推進を図るための会議の開催、当該事業の普及・啓発活動、取組主体に対する指導等

第 3 事業の実施

1 実施要領の作成等

事業実施主体は、第 2 の 1 及び 2 の事業の実施に当たり、取組主体に経費を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容及び仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 夏季受精卵移植計画の作成

- (1) 事業に参加する酪農経営体等は、別添様式により、第 2 の 2 の取組を記載した国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業 (生乳暑熱対応推進緊急対策) における夏季受精卵移植計画 (以下「夏季受精卵移植計画」という。) を作成の上、取組主体に提出するものとする。

- (2) 取組主体は、事業に参加する酪農経営体等から提出のあった夏季受精卵移植計画を取りまとめ、事業実施計画を作成するものとする。

3 事業の要件

(1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体等から構成され、次の事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

ア 生産者集団の目的及び名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 生乳生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

(2) 酪農経営体等

酪農経営体等が法人の場合にあつては、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行う者を除く。）は、これに該当しないものとする。

(3) 対象となる設置工事費

第2の1の(1)の取組を実施する場合においては、暑熱対策を行う場合の資材又は機器に加え設置工事費を補助の対象とする。ただし、飼養管理施設等の屋根への石灰又は遮熱塗料の塗布については、設置工事費は補助の対象外とする。

(4) 奨励金交付対象

第2の2の奨励金の交付対象については、以下の要件とする。

ア 奨励金交付対象者

夏季受精卵移植計画を策定した酪農経営体等とする。

イ 受精卵を移植する乳用牛

受精卵移植時点において、構成員（取組主体に属する酪農経営体等をいう。以下同じ。）が自ら所有している又は今後、搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛であること。

ウ 対象となる移植期間

6月1日から9月30日までの間に移植を行った受精卵移植とする。

エ 受精卵の移植回数

受精卵の移植回数は、ウの期間に1頭当たり2回までとする。

オ 対象となる受精卵

ホルスタイン種又はホルスタイン種と和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種並びにそれらの交雑種をいう。以下同じ。）の交雑種の受精卵とする。

カ 交雑種受精卵移植回数

交付対象とする交雑種受精卵移植回数は、牛の品種による種付け比率を大きく変化させないことを旨として、別表2のブロックごとに、それぞれの係数を基に下の数式により求められる回数を上限とする。

交雑種受精卵移植回数の上限

＝取組主体のホルスタイン種の受精卵移植回数

× ブロックごとの係数

4 取得物件等の管理等

取組主体は、第2の1の(1)の事業により共同購入又はリース会社から借受けた資材又は機器及び第2の1の(2)の事業により増設及び改修を行った飼養管理施設等(以下「取得物件等」という。)の管理等は次のとおり行うものとする。

(1) 完了検査の実施

取組主体は、実施年度中に取得物件等の設置に係る完了検査を行うものとする。

(2) 会計処理

取組主体(代表者)は、補助金の収支、資産管理等の会計処理を行うものとする。

(3) 管理利用規程等の整備

取組主体は、取得物件等の管理に当たっては、管理利用規程及び管理台帳を整備するものとする。

(4) 貸付契約の締結

取組主体は、取得物件等を構成員が管理利用する場合にあっては、貸付けを行うものとし、構成員との間で貸付契約を締結するものとする。ただし、不動産の増設及び改修を除き取得物件等が50万円未満のものである場合は、この限りでない。

(5) リース契約の締結等

取組主体は、取得物件等をリース会社から借り受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。

なお、この場合にあっては、リース会社から借り受けた物件(以下「リース物件」という。)については、この事業により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分にあたっては、取組主体は、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機48号-1)14の(5)の規定に基づき行うものとする。

5 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとし、この場合、委託契約を締結するものとする。

6 後援名義

事業実施主体は、この事業により普及・啓発資料等を作成した場合及びセミナー等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

7 事業の実施期間

第2の1及び2の事業の実施期間は、令和8年度とする。

第2の3の事業の実施期間は、令和7年度から令和8年度までとする。

8 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

- (1) この事業に参加しようとする取組主体の構成員は、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。)に基づき、要望調査時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間

中に実施する旨をチェックした上で、取組主体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、取組主体に提出するものとする。

(2) 取組主体は、全ての構成員から提出された当該チェックシートを収集し、その一覧を事業実施主体に提出するものとする。一覧には、酪農経営体等の氏名又は名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

(3) 取組主体は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施主体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業実施主体に提出するものとする。

(4) 事業実施主体は、全ての取組主体から提出された(2)のチェックシートの一覧及び(3)のチェックシートを収集し、その一覧を第6の1の交付申請時、第6の2の変更承認申請時及び第6の4の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、酪農経営体等及び取組主体の名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

(5) 事業実施主体は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第6の1の交付申請時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第6の4の実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、機構に提出するものとする。

9 生乳需給安定クロスコンプライアンスの適用について

(1) この事業の受益者となる取組主体の構成員（沖縄県又は伊豆諸島でのみ乳用牛を飼養する者は除く。）は、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について」（令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知。以下「生乳需給安定通知」という。）の第4の(2)に定める要件を満たすものとする。

(2) 取組主体は、生乳需給安定通知の第4の(3)から(5)までに定めるところにより、要件の確認等を行うものとする。この際、取組主体はこの事業の受益者となる全ての構成員から当該チェックシートを収集し保管するとともに、一覧にまとめ、事業実施主体を経由して機構に提出するものとする。

10 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、取組主体並びにその構成員へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

11 配合飼料価格安定制度への継続加入

事業実施主体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする取組主体及びその構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

- (1) 令和8年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。
- (2) 令和7年度及び令和8年度のいずれも契約を締結していない者であること。
- (3) 令和7年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和8年度に契約を締結していない者であること。

第4 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 取組主体は、事業実施主体又は都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の1及び2の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及び取組主体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、取組主体から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、業務方法書第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、提出された事業の実績をそれぞれの取組主体が管轄する地域の区域内全ての都道府県知事に提出するとともに、事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第4号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第7 運営状況等の報告

- 1 取組主体は、構成員に貸し付けた物件（リース物件含む。）のうち50万円以上のもの及び第2の1の（2）の事業により増設及び改修を行った飼養管理施設等（以下「取得財産」という。）の管理状況を取りまとめの上、自らが管理利用する取得財産と合わせて運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、事業実施主体に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の運営状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）運営状況報告書を作成し、毎年6月30日までに理事長に提出するものとする。

第8 取得財産の貸付けの取扱い

- 1 第3の4の（4）の規定により、取得財産に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間及び第3の4の（5）の規定により、リース物件に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。ただし、処分制限期間が10年未満のものにあつては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあつては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。
- 2 取組主体は、1の規定により貸付期間又はリース期間を短縮する場合は、取得財産の処分制限期間において、借受者の構成員が引き続き管理利用し、補助条件を継承する場合に限り、当該構成員に取得財産を譲渡できるものとする。
- 3 取組主体は、2の規定により取得財産を譲渡しようとする場合は、事業実施主体を通じてあらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額

に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間を経過した後も財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 書類の保存期間

取組主体は、事業に参加する酪農経営体等が夏季受精卵移植計画に記載された取組を実施したことを証する書類を事業実施主体が事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

3 電磁的記録による整備保管

1及び2に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

4 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び取組主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表 1

項目	内容	補助率又は額
1 暑熱対策 資材・機器の 導入	(1) 暑熱対策を行う場合の資材又は 機器の共同購入又はリース会社か らの借受け	1 / 2 以内
	(2) 暑熱対策を行う場合の資材又は 機器の導入に必要な飼養管理施設 等の増設及び改修	1 / 2 以内
2 夏季受精卵 移植への奨励 金の交付	取組主体が、夏季受精卵移植に参加 する酪農経営体等に対して奨励金を交 付するのに要する経費	定額 (ただし、1 回当 たり 1 万円以内、1 頭当 たり 2 回まで)
3 生乳暑熱 対応推進緊 急対策の推 進	(1) 暑熱対策の技術的知見の集約・ 啓発 ア 会議及びセミナーの開催に要 する経費 イ 普及・啓発資料の作成等に要 する経費	定額
	(2) 1 及び 2 の事業の円滑な推進 ア 取組主体が取組を実施する場 合の技術的支援に要する経費 イ 現地調査、調査分析、事業の 円滑な推進を図るための会議の 開催、当該事業の普及・啓発活 動、取組主体に対する指導等に 要する経費	定額

別表 2

ブロック	係数
北海道	1
東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	2
関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）	4
北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）	5
東海（岐阜県、愛知県、三重県）	10
近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	10
中四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	10
九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	10

別添様式

年 月 日

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）における夏季受精卵移植計画

第1 酪農経営体等の概要

酪農経営体等名（法人の場合は法人名を記載）	
代表者の役職・氏名（上記と同様の場合は省略）	
酪農経営体等が所在する住所	〒

第2 この事業の対象となる受精卵移植の回数及び奨励金額

令和8年 1月1日 時点の経 産牛頭数 (頭)	受精卵移植 予定の乳用 牛頭数 (頭)	受精卵移植回数 (回)			奨励金 単価 ④	奨励金 額 (円) (③× ④) ⑤
		ホルスタ イン種 ①	交雑 種 ②	合計 (①+②) ③		

(注1) 牛の品種による種付け比率を大きく変化させないように留意して計画すること。
(注2) 乳用牛育成経営体の場合は、経産牛頭数に育成である旨を付記すること。

別紙様式第1号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）を下記のとおり実施したいので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添7の第6の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 暑熱対策資材・機器の導入 (1) 暑熱対策を行う場合の 資材又は機器の共同購 入又はリース会社から の借受け (2) 暑熱対策を行う場合の 資材又は機器の導入に 必要な飼養管理施設等 の増設及び改修				
2 夏季受精卵移植への奨 励金の交付				
3 生乳暑熱対応推進緊急 対策の推進 (1) 暑熱対策の技術的知見 の集約・啓発 (2) 1及び2の事業の円滑 な推進				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
(3) 酪農経営体等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一覧
(4) 取組主体の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一覧
(5) 事業実施主体の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
(6) 生乳需給安定クロスコンプライアンスのチェックシートの一覧

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ

旨を記載することとする。

(注2) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）実施計画

1 暑熱対策資材・機器の導入

(1) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の共同購入又はリース会社からの借受け

取組主体名	事業費 (円)	負担区分		積算基礎	
		補助金 (円)	その他 (円)	費目	員数
合計					

(2) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の導入に必要な飼養管理施設等の増設及び改修

取組主体名	利用経営体 氏名	事業費 (円)	負担区分		増設及び改修に 係る面積 (㎡)	面積当たり単価 (円/㎡)
			補助金 (円)	その他 (円)		
合計						

(注1) 事業費の欄は2段書きとし、下段に括弧書きで躯体に係る事業費を記載すること。

(注2) 増設及び改修の内容が分かる図面等を添付すること。なお、増設及び改修に係る面積には、原則として当該施工に係る建築面積を記載すること。なお、飼養管理施設等の全体に効果が及ぶ改修については、当該施設の建築面積を記載すること。

2 夏季受精卵移植への奨励金の交付

取組 主体 名	酪農 経営 体戸 数	経産牛頭 数 (頭)	受精卵移 植頭数 (頭)	受精卵移植内容				奨励金 単価 ④	交付金額 (③× ④) ⑤	負担区分	
				移植受精卵数 (回)						補助金 (円)	その他 (円)
				ホルスタ	交雑種	②の上限	合計				

				イン種 ①	②	(①×係 数) ②'	(①+②又 は①+②' のいずれか 低い回数) ③				

(注1) 酪農経営体等が作成した夏季受精卵移植計画を取りまとめて作成すること。

(注2) 経産牛頭数には、この事業に参画する構成員の令和8年1月1日時点の経産牛頭数の合計を記載すること。

(注3) 係数は、別表2のブロックごとの係数を使用すること。

3 生乳暑熱対応推進緊急対策の推進

実施時期	事業内容	事業費 (円)	負担区分		積算基礎	備考
			補助金 (円)	その他 (円)		

(注1) 事業の内容は、暑熱対策の技術的知見の集約・啓発（会議・セミナーの開催、普及・啓発資料の作成等）及び生乳暑熱対応推進緊急対策の円滑な推進（技術的支援、現地調査、調査分析、会議の開催、普及・啓発活動、取組主体に対する指導）の区分を記載すること。また、必要に応じて別紙を用いる等、詳細かつ具体的に記載すること。

(注2) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）実施要綱別添7の第6の2の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第1号の補助金交付申請書の記の様式に準じるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類の変更については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱
対応推進緊急対策）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）
について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国産牛乳乳
製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱別添7の第6の3の（2）の規定に基
づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構補 助金	事業費出 来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況
が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱
対応推進緊急対策）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）
について、下記のとおり実施したので、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策
事実施要綱別添7の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告し
ます。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急
対策）実績報告書」のとおり

3 事業に要した経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 暑熱対策資材・機器導入 (1) 暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器の共同購入又はリース会社からの借受け (2) 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の導入に必要な飼養管理施設等の増設及び改修				
2 夏季受精卵移植への奨励金の交付				
3 生乳暑熱対応推進緊急対策の推進 (1) 暑熱対策の技術的知見の集約・啓発 (2) 1及び2の事業の円滑な推進				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

7 添付書類

- (1) 酪農経営体等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一覧
- (2) 取組主体の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一覧
- (3) 事業実施主体の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

別紙「国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊急対策）実績報告書」

（注1）別紙様式第1号の別紙に準じて作成すること。

（注2）増設及び改修を行った飼養管理施設等については、写真を添付すること。

別紙様式第5号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱
対応推進緊急対策）運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度における国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱
対応推進緊急対策）について、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実
施要綱別添7の第7の2の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名： 年度 事業
- 2 実施状況
別添のとおり

(注) 取組主体から提出があった国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業
(生乳暑熱対応推進緊急対策) 運営状況報告書を添付すること

別紙様式第6号

令和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱
対応推進緊急対策）に係る仕入れに係る消費等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令
和 年度国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（生乳暑熱対応推進緊
急対策）補助金について、国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱
別添7の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還しま
す。（返還がある場合、記載すること））

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
（令和 年 月 日農畜機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分
を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れにかかる消費税など相当額がない場合、その理由

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料